

事務連絡  
平成12年5月15日

各 都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生省老人保健福祉局老人保健課

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部訂正について

標記通知（平成12年3月8日老企第40号）中、一部に誤りがありました。夜勤を行う職員の員数の算定における利用者等の数については、従前の通知においては「暦月の利用者等の数」の平均を用いることとしていたところを「前年度の平均の利用者等の数」に訂正するほか、下記のとおり訂正いたしますので、御了知のうえ、管下の関係者への速やかな周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 第2の1（6）③を以下のように訂正する。

誤	正
③夜勤を行う職員の員数の算定における利用者等の数は、1月間（暦月）の利用者等の数の平均を用いること。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てることとすること。	③夜勤を行う職員の員数の算定における利用者等の数については、 <u>（5）②を準用すること。</u> この場合において「 <u>小数点第2位以下</u> 」とあるのは「 <u>小数点以下</u> 」と読み替えるものとする。

2. 第2の1(7)①を削除し、②を以下のように訂正し、項番号を削る。

誤	正
②人員基準欠如に関しては、(以下略)	人員基準欠如及び夜勤を行う職員の員数の算定に関しては、(以下略)

3. 第2の6(8)③のなお書き中、「30日から除して得た日数」を「30日から控除して得た日数」に訂正する。